## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第８１８号**
福岡市東区香椎浜２丁目７番２―203号
債務者　姜　　橦玟
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第９６５号**
名古屋市名東区照が丘23番地　信栄ハイツ202号
債務者　伊藤あや子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１３７３号**
名古屋市瑞穂区中山町１丁目19番地の２　小出マンション３Ｉ号
債務者　山下　大輔
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第５６号**
福岡県豊前市大字赤熊1095番地
債務者　了戒蒼生子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２２年（フ）第５７号**
福岡県京都郡苅田町大字集2542番地　町営住宅443号
債務者　海東美佐恵
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２２年（フ）第５８号**
福岡県京都郡みやこ町光冨1188番地　新光冨団地27号
債務者　緒方　由里
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２２年（フ）第２４７号**
函館市本町２番13号
債務者　下田　正美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第２５６号**
函館市谷地頭町30番１号
債務者　加藤　寛治
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
函館地方裁判所

**平成２２年（フ）第１５４号**
山形県北村山郡大石田町大字大石田丁90番地１
債務者　阿部　満博
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１７８号**
山形県西村山郡西川町大字水沢391番地５
債務者　木村　和彦
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１８６号**
山形市和合町１丁目５番19号
債務者　清野真理子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１９０号**
山形県東村山郡山辺町大字山辺2771番地３メゾンヒロヤ104
債務者　大澤　慶祐
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１９７号**
山形市中桜田３丁目４番51―301号　市営中桜田アパートＡ
債務者　黒澤　　樹
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２００号**
山形市鉄砲町１丁目14番25号
債務者　石岡　健一
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１１１６号**
愛知県春日井市篠木町５丁目53番地　市営篠木住宅Ｂ棟102号
債務者　伊藤　一義
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２２０号**
岡山県倉敷市安江551番地９
債務者　森　　輝子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係